

各種学校応援団の仕組みと自校学校応援団の構想

寺子屋プランナー(県南)浅野一登

名称	自校の学校応援団の構想	学校支援地域本部	コミュニティ・スクール	真日本片反コミュニティ・スクール
関係法		教育基本法第13条	教育基本法第13条 地教行法第47条の5	教育基本法第13条
趣旨		学校を支援する	学校経営運営人事に参画する	学校経営運営に参画する
設置者		市町村教育委員会	市町村教育委員会	学校
協議会		事業連絡協議会	学校運営協議会	地域づくり協議会
委員		特に定めはないが、連絡協議会のはたらきから ・地域の代表 ・PTA代表 ・教育行政 ・学校 ・地域教育コーディネーター ・ボランティア代表 などが考えられる。	・地域の住民 ・当該学校の保護者 ・教育委員会が必要と認める者 (当該校の校長、教職員、学識経験者、関係機関の職員など) 市町村教育委員会が任命 非常勤特別職地方公務員	・保護者と地域住民 ・地域の既存の組織や団体等の協力を得て、学校や地域の実態に応じた無理のない構成 ・教育上の問題解決や学校の教育活動の改善、学校運営方針に応じたメンバー構成も考えられる。 ・教育委員会の承認を得て学校評議員の協力を得る。
	学校経営運営への参画	なし	・基本的な学校経営運営方針を作成し、運営協議会の承認を得る。 ・教育委員会又は校長に対して、意見を述べる事ができる。 ・職員の採用その他の任用について、任命権者に対して意見を述べる事ができる。任命権者は意見を尊重するものとする。 意見 みんなでよく考え話し合う	学校運営方針の周知と共有 ・学校教育目標の説明 ・意見交換 学校の課題や情報等の共有 ・学校の課題 ・地域・保護者の願いやニーズ ・学校評価の状況 ・いじめ等の情報など 課題解決に向けた協議 ・課題解決に向けた取組 ・充実した教育活動の在り方
	学校支援活動	支援方針の企画・立案 ・事業計画 ・広報活動 ・ボランティア人材確保方策 ・事業実施の成果など の検討		
支援活動		地域教育コーディネーター 学校のニーズを把握し、学校とボランティア間の連絡調整をする。 学校支援ボランティア 学校支援活動を行う地域住民 授業等における学習補助や教員業務補助、親の学ぶ機会の提供	協働 同じ目標に向かって一緒に活動する。 マネージメント 校長を中心に、人をつなぎ、学校の組織の力を引き出す。	教育活動の充実・学校支援 共通の目標に向かって ◇ 学校でやるべきこと ◇ 家庭でやるべきこと ◇ 地域でできること 等について、それぞれの立場で連携協働して取組を進める。